|  |
| --- |
| ケース１　教職員の管理下で地震に遭遇した場合の対応 |

**（１）授業、特別活動など直接管理下の場合**

様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるように、学校での防災訓練だけでなく、災害時の自身の行動をあらかじめ想定するなど、万全を期しておくことが必要となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **児童生徒等の行動** | **授業担当者など教職員の行動** | **職員室や事務室に在室する**  **教職員の行動** |
| ○普通教室では即座に机の下にもぐる。自分で行動することが困難な児童生徒等については、教職員が援助して身体を保護。  ○揺れがおさまったのを確認後、教職員の指示のもとカバン等で頭を保護し、グラウンドなど安全な場所へ避難。  ○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ一時避難  ○その後は教職員の指示に従う。 | ○生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりつかませ、頭を保護するよう指示。その際、自分の力で対応困難な生徒（障害のある生徒、怪我をしている生徒等）については、授業担当者が援助。  ○緊急事態に遭遇して生徒がパニックに陥ることが考えられるためパニック状態の防止に努める  ○児童生徒等に対して、  ①慌てて外へ飛び出さない。  ②窓や壁際からできるだけ離れる。  ③大きな揺れが収まり、授業担当者の指示が出るまでは勝手な行動はとらない。と指示。  ○大きな揺れが収まったら、速やかに児童生徒等の状況を確認する。怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち児童生徒等の状況把握に努める。  ○火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。  ○避難の開始は次の手順で行う。  ①避難路として出入り口の確保  ②けが人等の介助方法を決める  ③避難指示を待つ  ○揺れが収まり次第、緊急放送（非常放送設備・ハンドマイク等）による状況の報告や避難の方法などを待って避難・誘導を行う。  ○緊急放送がない場合は、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応を行う。  ○避難は、火災場所と上層階の児童生徒等を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置して行う。「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を指示。  ○避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護するように準備させる。  ○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ児童生徒等を一時避難。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒等の安全確保に努める。 | ○大きな揺れが収まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は①状況説明  ②教職員に向けての指示に区別する。  ○教職員へは、児童生徒等の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。  ○緊急放送ができない場合、ハンドマイク（●●に保管）やメガホン（●●に保管）を使う。（教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておく）  ○全体への指示を出す者、校内を見回り状況を把握する者、指示を連絡する者、教職員不在教室の児童生徒等の状況を確認する者など、教職員の役割分担によりすばやく行う。  ○各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に被害状況を、教育施設課（同/教育財務班）に施設の損害報告を行う。  ○併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告。  ○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に児童生徒等を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒等の安全確保に努めるよう指示。 |

○教室以外の場合、授業担当者など教職員は、次のとおり行動する。

*※留意事項　各学校の施設とその施設内での行動を記載する。*

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 内容 |
| 体育館 | 館内の中央に避難させる。その時、天井の照明を含め落下物に注意。 |
| グラウンド | 校舎のガラスや落下物を避けるため、グラウンド中央に避難させる。 |
| プール | 速やかにプールから上がり、離れた場所へ避難させる。 |
| 食堂 | 教室にいる場合と同じだが、食堂にいる教職員が生徒の対応を行う。 |
| 図書室 | 書棚が倒れる可能性が高いので、できるだけ離れるように指示する。 |
| 特別教室 | 教室にいる場合と同じ。 |
| その他 | 敷地内の校舎・施設外にいる場合は、落下物を避けるため建物に近寄らず、できるだけ安全な場所に避難させる。 |

**（２）休み時間、始業前、放課後など間接的管理下の場合**

　児童生徒等に指示を伝えることや児童生徒等の把握がしにくい現状であることを踏まえて行動する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **児童生徒等の行動** | **担任など教職員の行動** | **職員室や事務室に在室する**  **教職員の行動** |
| ○個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多い。  ○教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの散乱などを避け校舎に近づかないなど、状況に応じて判断する。（あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように指導する。）  ○津波の被害が想定される学校では、児童生徒等は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、自らの判断で、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難する。その後は教職員の指示に従う。 | ○学級担任（不在の場合は副担任等）は自分が担任する教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合する。  ○緊急事態に遭遇して児童生徒等がパニックに陥ることが考えられるためパニック状態の防止に努める  ○児童生徒等に対して、  ①慌てて外へ飛び出さない。  ②窓や壁際からできるだけ離れる。  ③大きな揺れが収まり、担任等の指示が出るまでは、勝手な行動はとらない。  と指示を行う。  ○大きな揺れが収まったら、速やかに児童生徒等の状況を確認する。  ○怪我をした児童生徒等の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち児童生徒等の状況把握に努めることが先決である。  ○また、火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。  ○避難の開始は次の手順で行う。  ①避難路として出入り口の確保  ②けが人等の介助方法を決める  ③避難指示を待つ  ○揺れが収まり次第、緊急放送（非常放送設備・ハンドマイク等）による状況の報告や避難の方法などを待って避難・誘導を行う。  ○緊急放送がない場合は、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応を行う。  ○避難は、火災場所と上層階の生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置して行う。「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を指示。  ○避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護するように準備させる。  ○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ生徒を一時避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒等の安全確保に努める。 | ○大きな揺れが収まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は①状況説明  ②教職員に向けての指示に区別する。  ○教職員へは、児童生徒等の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。  ○緊急放送ができない場合、ハンドマイク（●●に保管）やメガホン（●●に保管）を使う。（教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておく。）  ○全体への指示を出す者、校内を見回り状況を把握する者、指示を連絡する者、教職員不在教室の児童生徒等の状況を確認する者など、教職員の役割分担によりすばやく行う。  ○各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に被害状況を、教育施設課（同/教育財務班）に施設の損害報告を行う。  ○併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告。  ○津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に児童生徒等を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒等の安全確保に努めるよう指示。 |

|  |
| --- |
| ケース２　登校、下校途上で遭遇した場合の対応 |

登下校中に地震が発生した場合、児童生徒等が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実行することが求められる。日ごろからさまざまな災害を想定した上で、安全を確保するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。また、保護者にも周知し、理解を得ておくことが大切である。

|  |  |
| --- | --- |
| **児童生徒等の行動** | **教職員の行動** |
| ○カバンや持ち物で自分の頭を保護する、ブロック塀、自動販売機、ガラス、建物、崖下、川岸からすぐ離れ、[落ちてこない・倒れてこない・移動してこない]場所に身を寄せる、自動車は思わぬ動きをするので離れる等の身の安全を確保する。（日頃から指導）  ○交通機関が運休した場合は、駅の避難指示に従う。自分勝手な行動をとらない。  ○登校中の場合は、自らの判断で、可能ならばそのまま登校、下校中の場合は、原則として安全に注意しながら下校。状況によっては、近くの避難所等へ向かう。（近隣の避難所等は日ごろから生徒に周知。）  ○津波の被害が想定される場所にいる場合は、児童生徒等は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、自らの判断で、揺れがおさまった後に、直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する。その後は津波に関する情報を確認し、安全確保に努める。 | ○既に帰宅した教職員は、配備基準に従い、必要に応じ、学校に参集する。  ○職員室や事務室に在室する教職員は、非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。  ○教職員へは、児童生徒等の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。  ○緊急放送ができない場合、ハンドマイク（●●に保管）やメガホン（●●に保管）を使う。（教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておく。）  ○生徒の人員確認を行い、既に登校している児童生徒等（まだ下校していない児童生徒等）を避難場所に誘導する。  ○登校していない児童生徒等については、電話等で安否の確認を行う。  ○各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に被害状況を、教育施設課（同/教育財務班）に施設の損害報告を行う。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告する。 |

※　近隣の避難所、広域避難場所を記載。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 役割 | 場所 |
| 一時避難場所 | 自治会等が指定した一時的な避難場所。グラウンドや公園など。時間を経て広域避難場所へ移動する。 | ●●公園 |
| 広域避難場所 | 災害時に火災等におかされることがなく、安全が確保できる一時的な避難場所。（備蓄なし） | ●●運動公園 |
| 指定避難所 | 地域住民を収容する防災拠点となる広場と建物を備えた施設。避難生活に対応。（備蓄あり） | ●●小学校 |

|  |
| --- |
| ケース３　校外活動等で遭遇した場合の対応 |

社会見学等には様々な形態があるため、様々な状況での被災とその対応を想定しなければならない。また、社会見学や遠足等が終了し解散した後に災害が起きる可能性も予想されるので、その場合の対応を想定する必要もある。本項目の記述は、一般的な内容となっているが、実際には、社会見学等の行事の都度、別冊でより具体的な対応を示した活動マニュアルを作成し、引率の教職員が携行することが必要になる。また、対応の内容は、事前にオリエンテーションなどで児童生徒等にも周知する。

なお、災害等に伴う学校への連絡は、代表電話の番号が混雑することを想定し、代表以外に、管理職等、複数の電話番号を事前に用意しておくことが大事である。

　　社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、児童生徒等の精神面などでは平常でないことが予想される。また、見学場所などでは学校にはない設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習することも多い。また、あらかじめ津波の恐れがある場合の避難場所（高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物）を確認しておくなども必要である。児童生徒等を安全な場所へ避難・誘導させ、児童生徒等の人数や状況を確認することが最も優先したうえで、その都度状況に応じた対応が要求される。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **児童生徒等の行動** | **引率の教職員の行動** | **管理職など在校する**  **教職員の行動** |
| ○屋内の場合は机の下にもぐる、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従う。  ○津波の被害が想定される場所にいる場合は、児童生徒等は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難する。その後は教職員の指示に従う。 | ○施設内であれば、その施設の対応に従う。  ○移動中や特別な施設がない場合、安全と思われる場所に生徒を避難させる。  ○揺れが収まったら、速やかに児童生徒等の状況を確認し、怪我をした児童生徒等の応急処置や怪我の度合いを確認するなど引率した児童生徒等の状況把握に努める。  ○把握した状況は、速やかに学校へ報告し、指示を受ける。電話が不通の場合、災害用伝言ダイヤル等を利用する。  ○屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるので | ○引率の教職員から連絡があった場合、現地の状況などから判断し、必要な指示を行う。  ○引率の教職員から連絡がない場合、携帯電話等に連絡を試み、災害用伝言ダイヤルを確認する。  ○報告を取りまとめ、校内の被害と合わせて、各種様式（資料編に掲載）により、教育局総務室（県災害対策本部教育部/教育情報班）に報告、施設の損害状況を必要に応じ、教育施設課（同/教育財務班）に報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ非常の場合の活動マニュアルを作成し、マニュアルに基づいて行動する。  ○津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ生徒を一時避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。  〇高いブロック塀や自動販売機等倒れる危険性のある場所や頭上からの落下物から児童生徒を守る。 |  |

|  |
| --- |
| ケース４　勤務時間外・休日の場合の対応 |

**教職員は、配備基準に基づき学校に参集**

|  |
| --- |
| **教職員の行動** |
| ○配備基準により参集する。交通途絶等で自校に参集ができない場合は、最寄の学校に参集する。  ○夜間の場合、参集した教職員は、施設の被害状況と児童生徒等の安否を確認する。  ○休日（昼間）の場合、出勤している教職員で登校している児童生徒等を難誘場所へ誘導し、施設の被害状況を確認する。参集した教職員と協力して、児童生徒等の安否を確認する。  ○夜間、休日とも、各種様式（資料編に掲載）により、被害状況を教育局総務室（県災害対策本部教育部/総務グループ）に、施設の損害状況を教育施設課（同/財産管理グループ）に報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）に報告する。 |

**４　南海トラフ地震への教職員の対応**

|  |
| --- |
| **「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表** |

体制：第１次本部体制（第２次応急要員、第１次本部要員※）

※学校地震災害対策本部の配備体制で第２次応急要員、第１次本部要員に指定された教職員

|  |  |
| --- | --- |
| **ケース** | **対応** |
| ①授業、特別活動等  （休み時間、始業前、放課後等含む） | **今後の情報に注意しながら、平常授業を続ける** |
| ②登校、下校時 | **今後の情報に注意（通常通り）** |
| ③校外活動等 |
| ④勤務時間外・休日 | **第２次応急職員、第１次本部職員は学校に参集する** |

**【基本的な対応】**

|  |  |
| --- | --- |
| **第２次応急要員、第１次本部要員の教職員の対応** | **その他の教職員の対応** |
| ○速やかに学校地震災害対策本部を設置し、正確な情報の把握を行う。教職員の指揮系統の確認を行う。  ○来校者・避難してきた住民等への周知を行う。  ○避難経路図、施設・設備等の確認を行う。 | ○平常授業を続ける。  ○不十分な情報によって児童生徒等に不安が生じる場合は、学校地震災害対策本部の指示によって授業等で説明する。  ○生徒の状況把握を行う。 |

**※事前避難地域や学校周辺の状況等により臨時休業等も検討する。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **学校地震災害対策本部の教職員の行動** | **その他の教員の行動** | **事務職員の行動** |
| ○県教育局から発表の連絡が学校に入る。  〇それを受けて、情報収集に努めるとともに、学校地震対策本部を●●に設置して今後の対応を検討・決定する。  ○生徒や近隣に落ち着きがみられない場合は、直ちに全校放送によって情報の内容・趣旨、児童生徒自身の行動について説明する｡  ○地震災害の発生に備えた準備と体制を整える。  〇教職員が報告した児童生徒及び施設等の報告を集約する。 | ○通常の業務を続ける。  ○不十分な情報により児童生徒等に不安が生じる恐れがある場合は、学校地震災害対策本部の指示により、授業等で担任・授業担当者が情報の内容・趣旨、児童生徒自身の行動について説明する。  〇児童生徒及び施設等の状況について、速やかに●●に設置された学校地震災害対策本部へ報告する。 | ○テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。  ○関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員（第２次応急要員）へ引き継ぐ。  ○火元・危険物の確認を行う。 |

**５　大規模地震への教職員の対応**

|  |
| --- |
| **県内最大震度６弱以上の観測、大津波警報の発表** |

体制：第２次本部体制（全教職員の参集）

|  |  |
| --- | --- |
| **ケース** | **対応** |
| ①授業、特別活動等  （休み時間、始業前、放課後等含む） | **授業を中止し、臨時休業とする** |
| ②登校、下校時 | **可能な場合は、そのまま登下校を続ける**  **不可能な場合は、付近の避難所等に避難** |
| ③校外活動等 | **施設内は施設の対応に従う**  **移動中や特別な施設でない場合は速やかに学校に報告し指示を仰ぐ** |
| ④勤務時間外・休日 | **全教職員が学校に参集し対応する** |

**【基本的な対応】**

|  |  |
| --- | --- |
| **学校地震災害対策本部の教職員の対応** | **その他の教職員の対応** |
| ○速やかに学校地震災害対策本部を設置し、正確な情報の把握を行う。且つ児童生徒等への対応と、教職員の指揮系統を確認して、決定・実施させる。  　・指揮系統：施設の保安措置、初期消火、救護の準備、臨時休業中の管理体制など  　・決定・実施事項：臨時休業、児童生徒等の帰宅・保護の措置  ○避難経路図、土地・建物の平面図、電気・ガス・水道・電話の配管・配線図などを用意する。災害時優先電話の番号を確認する。  ○来校者への周知、●●へ誘導する。  ○地震に備えて避難してきた住民がいる場合は●●へ誘導する。  ○教育局総務室へ災害時緊急連絡システム（Yahoo！安否確認）により状況を報告する。ただし、本システムのメッセージが配信されない場合は、教育局総務室からの要請の有無に関わらず、様式（資料編に掲載）を活用し、ＦＡＸ（または電話等）で報告する。 | ○学校地震災害対策本部が決定した対応に従い、生徒・保護者へ連絡をする。  ○生徒の状況掌握（生徒の在校の有無に係わらず、記録を残す）  ○遠距離通学、公共交通機関などの利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握、保護を行う。 |

**（１）授業、特別活動など直接管理下の場合　（休み時間、始業前、放課後など間接的管理下の場合も同様）**

**授業を中止し、臨時休業とする**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **学校地震災害対策本部の教職員の行動** | **その他の教員の行動** | **事務職員の行動** |
| ○県教育局から発表の連絡が学校に入る。  ○それを受けて、対策本部の教職員は情報収集に努め、直ちに学校地震災害対策本部を●●に設置して今後の対応を決定する。  ○全校放送によって情報の内容・趣旨、授業の打ち切り、臨時休業、同方面の児童生徒等を教員が引率して下校すること、下校が遠距離になる場合は学校で保護することなど、児童生徒自身の行動や教職員の対応について説明する。  ○臨時休業措置を決定した段階で、様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。  ○地震災害の発生に備えた準備と体制を整える。  ○下校できなかった児童生徒等の動揺を和らげるため、児童生徒等が滞留する●●へ派遣する教職員を２名程度選出・派遣する。  ○児童生徒等の対応を終えた担任・授業担当者が報告した児童生徒等の情報を集約する。  ○児童生徒等の状況をすべて把握したところで、様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。 | ○全校放送の指示に従い、保護者へ引き渡しが可能な児童生徒等（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた児童生徒等のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させる。  ○遠距離通学者、交通機関利用者や留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については氏名・人員等を確実に把握し、帰宅可能な児童生徒等がすべて下校した後、●●へ誘導する。  ○必ず、受け持ち児童生徒等の人数、帰宅した児童生徒等の氏名、保護した児童生徒等の氏名を記録するとともに絶対に教室内に児童生徒等を残さない。※記録する様式を事前に作成し十分な枚数を印刷しておく。  ○誘導終了後、速やかに●●に設置された学校地震災害対策本部へ報告する。 | ○テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。  ○関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員（第２次応急要員）へ引き継ぐ。  ○火元・危険物の確認を行う。 |

**※休み時間など間接的管理下の場合、児童生徒等を各ＨＲ教室に集合させ、担任が児童生徒等の所在を確認し、対応にあたる。**

**（２）登校、下校時の場合**

**可能ならばそのまま登下校を続ける**

**続けることが不可能な場合は、付近の避難所等に避難**

*留意事項：日ごろから様々な状況を想定した上で、行動するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。保護者にも周知し、理解を得ておくことが大切。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **児童生徒等の行動** | **対策本部の教職員の行動** | **その他の教職員の行動** |
| ○公共交通機関が運休した場合は、交通関係者の避難指示に従う。自分勝手な行動をとらない。  ○自らの判断で、可能ならばそのまま登下校を続けるが、状況によっては、近くの避難所等へ向かう。（近隣の避難所等は日頃から児童生徒等に周知する。） | ○対策本部の教職員は直ちに学校地震災害対策本部を●●に設置して今後の対応を決定するとともに、情報収集に努める。  ○全校放送を使用して、登校した児童生徒等は●●に集まるように指示を出す。また、校門や●●などに担任以外の教職員を配置する。  ○様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。 | ○担任は、速やかに各家庭に児童生徒等の所在確認と臨時休業の連絡をする。担任は受け持ち児童生徒等の動向を正確に把握する。  ○登校してきた児童生徒等については、担任以外の教職員が氏名・人員等を確実に把握し、内線電話を使って本部に随時報告する。  ○事務職員は、テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員（第２次応急要員）へ引き継ぐ。火元・危険物の確認を行う。 |

**（３）校外活動等の場合**

**施設内の指示に従う／学校に報告し指示を仰ぐ**

*留意事項：集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災強化地域内か外かの別、交通機関の運行状況等を事前に確認し、どの場所で発表されるとどのような状況となるかをあらかじめ想定しておく。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **引率中の教員の行動** | **対策本部の教職員の行動** | **その他の教職員の行動** |
| ○発表された時の位置により対応は異なる。  ○施設内であれば、その施設の対応に従うのが原則である。  ○移動中や特別な施設ではない場合は、速やかに学校へ報告し、指示を仰ぐ。  ○施設内または移動中等、どの場合でも学校への連絡を必ず行い、学校地震災害対策本部の指示を受ける。 | ○県教育局から発令の連絡が学校に入る。  ○それを受けて、第２次応急要員は情報収集に努め、直ちに学校地震災害対策本部を●●に設置して今後の対応を決定する。  ○引率している教員からの連絡を待ち、的確な指示ができるよう待機する。  ○電話が通じない場合は、災害用伝言ダイヤル等を用いた連絡体制を確保する。  ○様式（資料編に掲載）により県教育局に報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。 | ○テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。  ○関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員へ引き継ぐ。  ○火元・危険物の確認を行う。 |

**（４）勤務時間外・休日の場合**

*留意事項：教育局からすぐには連絡が入らないため、情報や宣言を覚知した教職員は、速やかに校長に連絡する。*

**全ての教職員が学校に参集し対応する**

**ア　休日（昼間）の場合**

出勤している教職員が全校放送を使用して、登校している児童生徒等に●●に集まるよう指示。

|  |  |
| --- | --- |
| **対策本部の教職員** | **その他の教員** |
| ○参集した対策本部の構成員は情報収集に努め、直ちに学校地震災害対策本部を●●に設置し、今後の対応を決定する。  ○全校放送によって情報の内容・趣旨、同方面の生徒を教員が引率して下校することや下校が遠距離になる場合は学校で保護することなど児童生徒自身の行動や教職員の対応について説明する。  ○臨時休業措置を決定した段階で、様式（資料編に掲載）により県教育局へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。  ○地震災害の発生に備えた準備と体制を整える。  ○下校できなかった児童生徒等の動揺を和らげるため、児童生徒等が滞留する●●へ派遣する教職員を２名程度選出・派遣する。児童生徒等対応を終えた担任・授業担当者が報告した児童生徒等の情報を集約する。  ○児童生徒等の状況をすべて把握したところで、様式（資料編に掲載）により県教委へ報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。 | ○全校放送の指示に従い、保護者へ引き渡しが可能な児童生徒等（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた児童生徒等のこと）は、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させる。  ○遠距離通学者、交通機関利用者や留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については氏名・人員等を確実に把握し、帰宅可能な児童生徒等がすべて下校した後、●●へ誘導する。  ○必ず、受け持ち児童生徒等の人数、帰宅した児童生徒等の氏名、保護した児童生徒等の氏名を記録するとともに絶対に教室内に児童生徒等を残さない。※記録する様式を事前に作成し十分な枚数を印刷しておく。  ○誘導終了後、速やかに●●に設置された学校地震災害対策本部へ報告する。  ○事務職員は、テレビ・ラジオ等がある場所で情報の収集に努める。関係部署からの連絡が入り次第、学校地震災害対策本部の構成員へ引き継ぐ。火元・危険物の確認を行う。 |

**イ　夜間・休日の場合**

夜間・休日とも校長が臨時休業を決定した場合は、教員から速やかに各家庭に臨時休業の連絡をする。併せて、県立高校及び中等教育学校は高校教育課、県立特別支援学校は特別支援教育課に、様式（資料編に掲載）により報告する。併せて、現地対策本部教育部（教育事務所）へ報告する。